

瀬戸市就学指導委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市教育委員会

委員長 加藤 雅人

瀬戸市教育委員会規則第2号

瀬戸市就学指導委員会運営規則の一部を改正する規則

瀬戸市就学指導委員会運営規則（平成25年瀬戸市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市教育支援委員会運営規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、<u>瀬戸市教育支援委員会</u>（以下「市教育支援委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する<u>市教育支援委員会</u>の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 学校設置条例に規定する特別支援学校への入学者及び市立学校の特別支援学級入級者の判定並びに入学及び<u>入級支援</u>に関する事務</p> <p>(3)から(5)まで <省略></p> <p>(6) 前各号に定める事務のほか、<u>障害児教育</u>に関する相談及び<u>支援</u>について必要な事務</p>	<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市就学指導委員会運営規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、<u>瀬戸市就学指導委員会</u>（以下「市就学指導委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する<u>市就学指導委員会</u>の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 学校設置条例に規定する特別支援学校への入学者及び市立学校の特別支援学級入級者の判定並びに入学及び<u>入級指導</u>に関する事務</p> <p>(3)から(5)まで <省略></p> <p>(6) 前各号に定める事務のほか、<u>就学指導</u>について必要な事務</p>

<p>(委員)</p> <p>第3条 <u>市教育支援委員会</u>の委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 <u>市教育支援委員会</u>に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、<u>市教育支援委員会</u>を代表する。</p> <p>3 <省略></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 <u>市教育支援委員会</u>の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 <省略></p> <p>(校内教育支援委員)</p> <p>第6条 市立学校各校の就学に関する調査研究のため、当該市立学校に<u>校内教育支援委員</u>を各1人置く。</p> <p>2 <u>校内教育支援委員</u>は、当該市立学校の教員の中から教育委員会が任命する。</p> <p>3 <u>校内教育支援委員</u>は、児童生徒の就学先を検討等するため次の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 児童生徒の実態把握のための資料を収集し、当該市立学校において<u>教育支援委員会</u>を開催すること。</p> <p>(2) <u>市教育支援委員会</u>へ提出する資料を作成すること。</p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) 前各号に定める事務のほか、当該市立学校における<u>就学支援</u>に関すること。</p> <p>(議事録等)</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 <u>市就学指導委員会</u>の委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 <u>市就学指導委員会</u>に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、<u>市就学指導委員会</u>を代表する。</p> <p>3 <省略></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 <u>市就学指導委員会</u>の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 <省略></p> <p>(校内就学指導委員)</p> <p>第6条 市立学校各校の就学に関する調査研究のため、当該市立学校に<u>校内就学指導委員</u>を各1人置く。</p> <p>2 <u>校内就学指導委員</u>は、当該市立学校の教員の中から教育委員会が任命する。</p> <p>3 <u>校内就学指導委員</u>は、児童生徒の就学先を検討等するため次の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 児童生徒の実態把握のための資料を収集し、当該市立学校において<u>就学指導委員会</u>を開催すること。</p> <p>(2) <u>市就学指導委員会</u>へ提出する資料を作成すること。</p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) 前各号に定める事務のほか、当該市立学校における<u>就学指導</u>に関すること。</p> <p>(議事録等)</p>
--	--

<p>第7条 <u>市教育支援委員会</u>は、会議の終了後、速やかに議事録等を作成する。</p> <p>(庶務)</p>	<p>第7条 <u>市就学指導委員会</u>は、会議の終了後、速やかに議事録等を作成する。</p> <p>(庶務)</p>
<p>第8条 <u>市教育支援委員会</u>の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。</p> <p>(委任)</p>	<p>第8条 <u>市就学指導委員会</u>の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。</p> <p>(委任)</p>
<p>第9条 この規則に定めるもののほか、<u>市教育支援委員会</u>の運営に関し必要な事項は、委員長が<u>市教育支援委員会</u>に諮って定める。</p>	<p>第9条 この規則に定めるもののほか、<u>市就学指導委員会</u>の運営に関し必要な事項は、委員長が<u>市就学指導委員会</u>に諮って定める。</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。